

規制改革ホットライン処理方針  
(令和7年1月20日から令和7年3月18日までの回答)

地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
No. 52. ロボット農機の圃場間等の公道移動に関する規制の緩和	【警察庁】 現行制度下で 対応可能  【国土交通省】 対応	◎	1
納品荷下ろし時における駐車規制緩和	検討に着手	△	2
農地法第三条の三第1項の相続による所有権移転に伴う届出の廃止	対応不可	△	3
農地法第四条第4項における意見聴取について	対応不可	△	4

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

地域活性化・人手不足対応WG関連

番号:1

受付日	所管省庁への検討要請日	令和6年11月15日	回答取りまとめ日	令和7年1月20日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	No. 52. ロボット農機の圃場間等の公道移動に関する規制の緩和
具体的内容	「ロボット農機による圃場間等の農道や公道移動」を特定自動運行の目的に追加することを提案する。
提案理由	<p>人口減少下において農業の生産性を維持し発展させるためには、ICTを活用したスマート農業の実現が必須であり、ロボット農機の自動走行を活用した農作業の自動化は、上記問題を解決する手段となりうる。しかし、農機の自由な自動走行は圃場内や私道に限定されており、圃場間をつなぐ農道や公道の移動は許可が必要となっている（自動運転レベル4を除く）。農機の自動走行には事実上制約が多く、現状は農機移動のたびに有人による操縦が必要となるため、作業効率が大幅に低下し、上記問題の解決につながらない。</p> <p>また、道路交通法では、レベル4の自動運転は「特定自動運行」と定義づけられており、これを行うには、対象地域を管轄する公安委員会の許可を受けることが定められている。許可を受けるためには「特定自動運行計画」の提出が必要であるが、この計画に従って行われる特定自動運行は、「人又は物の運送を目的とするもの」に限定されている。</p> <p>(要望実現により)ロボット農機の操縦のために人員を割く必要がなくなり、農作業の抜本的な生産性の向上につながる。また、ロボット農機の監視に場所の制約がなくなるため、障がい者等でも監視業務に従事することが可能となり、農業者のダイバーシティも推進されることとなる。さらに、農家によるロボット農機の購入やロボット農機の監視・請負事業の創出につながり、ロボット農機の社会実装につながることを期待される。</p>
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	警察庁 国土交通省
制度の現状	<p>【警察庁】                      道路交通法(昭和35年法律第105号)上、特定自動運行とは「道路において、自動運行装置(当該自動運行装置を備えている自動車)が第62条に規定する整備不良車両に該当することとなつたとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件(道路運送車両法第41条第2項に規定する条件をいう。以下同じ。)を満たさないこととなつたときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。」を当該自動運行装置に係る使用条件で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行すること(当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合のものを除く。)」と定義されている(同法第2条第1項第17号の2)ところ、同法第75条の13第1項第5号の「人又は物の運送を目的とするもの」には、農業用トラクター等の農作業に使用する機械を運送する自動車(農機)を運行することが含まれません。</p> <p>ただし、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第48条において、「自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。))には、自動運行装置を備えることができる。」と規定されており、大型特殊自動車等に当たる農機には自動運行装置を備えることができません。</p>	<p>【国土交通省】                      道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第48条において、「自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。))には、自動運行装置を備えることができる。」と規定しており、ロボット農機を含む大型特殊自動車及び小型特殊自動車は自動運行装置の装備対象としていない。</p>
該当法令等	<p>【警察庁】                      道路交通法第2条第1項第17号の2、第75条の13第1項第5号                      道路運送車両法第41条                      道路運送車両の保安基準第48条</p> <p>【国土交通省】                      道路運送車両の保安基準第48条第1項</p>	
対応の分類	<p>【警察庁】                      現行制度下で対応可能</p> <p>【国土交通省】                      対応</p>	

<p>対応の概要</p>	<p>【警察庁】  国土交通省において、自動運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車等を追加する旨の所要の措置が行われれば、ロボット農機が自動車に該当する場合には都道府県公安委員会の特定自動運行の許可を得て、また、遠隔操作型小型車に該当する場合には都道府県公安委員会への届出を行うことにより、圃場間移動及び格納庫から圃場までの公道移動を含む公道での走行が可能です。</p> <p>【国土交通省】  ロボット農機の公道走行が可能となるよう、必要に応じて、関係事業者等にヒアリングを行った上で、自動運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する旨の「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)の改正その他所要の措置を令和6年度内に講ずる。</p>
--------------	--

<p>区分(案)</p>	<p>◎</p>
--------------	----------

提案内容に関する所管省庁の回答

地域活性化・人手不足対応WG関連

番号:2

受付日	所管省庁への検討要請日	令和6年11月15日	回答取りまとめ日	令和7年1月20日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	納品荷下ろし時における駐車規制緩和
具体的内容	「オンラインによる駐車許可証発行」等に取り組んでいただいておりますが、昨年度も更なる運用見直しに取り組んでいただいていたが、オンラインによる駐車許可発行に関して、警察庁にて進捗の管理を行い、全国統一運用での日程調整を図っていただきたい。
提案理由	オンラインによる駐車許可発行に関して、警察庁より運用方針を発信いただいているが、自治体毎で運用の進捗にバラつきがあり、結果として従前の方法に頼らざるを得ない実態もあるため、全国統一運用での日程調整を図っていただきたい。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	警察庁
制度の現状	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第45条第1項に基づき、都道府県公安委員会の定めるところにより警察署長の許可(以下「駐車許可」という。)を受けたとき、車両は駐車規制の対象とされる道路の部分に駐車することが可能となっています。</p> <p>現在、駐車許可の申請については、警察庁のウェブサイト「警察行政手続サイト」を開設し、過去に許可を受けたものと同一の内容のもの等について、47都道府県においてオンラインによる申請が可能となっています。</p>	
該当法令等	道路交通法第45条第1項	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)に基づき、駐車許可に係る申請手続のうちオンライン化できていないものについても、オンラインによる申請等が可能となるよう検討を進めております。</p> <p>また、オンライン申請等を可能とするような制度等を整備する際には、各都道府県警察と協力し、運用の開始時期に差異が生じないよう取り組んでまいります。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域活性化・人手不足対応 WG関連

番号:3

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年2月20日	回答取りまとめ日	令和7年3月18日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	農地法第三条の三第1項の相続による所有権移転に伴う届出の廃止
具体的内容	農地法第三条の三第1項の相続による所有権移転に伴う届出の廃止を行う。 代わりに相続による所有権移転があった際は、法務局から農業委員会に通知を行う。 または、農地法施行規則第百二条第1項で定められている、年1回以上の固定資産課税台帳との照合のみにする。
提案理由	<p>問題点</p> <p>届出者の誤認により、農地以外の筆や自分以外の筆を提出する可能性があり、情報の正確性の担保が取れない。 届出者が誤認していないか確認するため、登記簿謄本等添付させると届出者に余計な手間を取らせることになる。 相続登記後に届出を行っているため、農地台帳の更新まで時間がかかる。 農業委員会で受理通知書を発行しているがその事務に手間がかかる。</p> <p>見込まれる効果</p> <p>相続で忙しい届出者の負担が軽減。 農業委員会の事務負担の軽減。 法務局からの通知によるため、正確な情報が得られるため、農地台帳を早く正しく更新できる。</p> <p>そもそも届出を行う目的として</p> <p>第五十二条の二第3項の農地台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による申請若しくは届出又は前条の規定による農地に関する情報の収集により得られた情報に基づいて行うものとし、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。 を根拠として、正確な記録のために届出を行っていると考えられるが、目的を達成するのであれば、法務局から通知をいただくのが効率的と思われる。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	農林水産省 法務省
制度の現状	農地又は採草放牧地について所有権の移転等を行う場合には、原則として農地法第3条第1項に基づく農業委員会の許可を受ける必要があります。 一方、相続など農業委員会が許可等で把握できない農地等の権利移動については、権利取得者は、遅滞なく、農業委員会にその旨を届け出る必要があります。	
該当法令等	農地法第3条第1項、農地法施行規則第18条及び第19条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>農地法第3条第1項に基づく農業委員会の許可を要しない相続等による権利移動が行われた農地については、その適正利用が担保されていないことから、遊休農地になる蓋然性が高く、また、農地の所有者の把握に時間を要し、その適正利用を確保する措置等に支障が生じることが懸念されます。</p> <p>このため、所有者による耕作が困難な場合に農地を適正に利用できる者への権利設定のあっせん等の措置を効果的に講じていくことを目的に、これらの権利移動についても、その発生の都度（おおむね10ヶ月以内）、農業委員会に届出を行うことを義務付けています。</p> <p>一般的に、相続の手續に至るまでには時間を要するケースが多く、登記所からの通知や、固定資産課税台帳等との照合で代用することについては、農業委員会による権利移動の把握及びその後のあっせん等の措置に、より時間がかかることが想定されること、今後不在村地主の増加が見込まれ、本制度の重要性も高まっていることから、その廃止は困難です。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域活性化・人手不足対応 WG関連

番号: 4

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年2月20日	回答取りまとめ日	令和7年3月18日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	農地法第四条第4項における意見聴取について
具体的内容	農地法第四条第4項における意見聴取を廃止する。
提案理由	<p><b>問題点</b> 30アールを超えるものの許可に際しては、農業会議への意見聴取が義務化されている。しかし、同会議は月1回しか開催されていないことから、同会議で意見が決定されずに保留となると次の開催を待たねばならず、申請から許可までに要する期間が係りすぎるため、申請に対し迅速な事務処理の支障となっている。同会議は、各市町村の農業委員会等から集まっており、大量の案件を短時間で処理するため、会議は実質的には形式化している。地域の実情を踏まえ検討されている点で、農業委員会の審査だけで十分であると考え。農業会議独自で提出を求められる書類があるため、本来の許可申請で不必要な書類の負担がある。</p> <p>千葉県農業会議の例: 太陽光発電における売電シミュレーション、過去3年分の貸借対照表・損益計算書、事業の売り上げ等のシミュレーション これらは千葉県の許可申請時に必須としていない書類であり、30アールを超えるだけで必要書類が変わる。過去に県で求められていない貸借対照表で純資産や繰越利益剰余金がマイナスなため、追加の書類を求められ、意見が保留となり1か月以上許可が遅れ被害が出た。</p> <p><b>見込まれる効果</b> 申請から許可までの時間短縮。不必要な書類を添付することがなく、申請者の負担が軽減。農業会議の事務負担軽減。農業委員会の事務負担軽減。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	農林水産省
制度の現状	農業委員会は、申請者から提出された農地転用許可申請書に意見を附して許可権者である都道府県知事等に提出することとされていますが、30aを超える農地転用については、その影響が広範囲に及ぶことから、意見の作成に当たり、都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴かなければならないこととしています。	
該当法令等	農地法第4条第4項 農地法第5条第3項	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>30aを超える規模の転用許可に当たっては、広域的な農地利用への影響を踏まえて慎重に審査する必要があるところ、ご提案のように都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を省略することとした場合、支線排水路や作業道の分断等により、市町村域を超えた農業への支障が生じるおそれがあることから、これを省略することは適当ではないものと考えます。</p> <p>また、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を要する場合の農地転用許可の標準処理期間は6週間としており、これを要しない場合の5週間と比較しても、殊更に長い期間を要しているものではないと考えております。</p> <p>なお、今回の提案の背景として、千葉県農業委員会ネットワーク機構が、法令上農地転用許可申請の添付書類とされていない太陽光発電における売電シミュレーション、貸借対照表といった資料の提出を一律に求めているとのことであり、このような対応は申請者に過度な負担を強いるおそれがあることから、慎重に対応するよう、千葉県を通じて同機構に申し入れをいたしました。</p>	

区分(案)	△
-------	---